

千葉市霊園募集要項等に関する質問・回答（受付順）

設問種別	該当箇所	質問	回答
1 募集要項	P8 6(3)	第三者委託の業者名、内容、金額をご教示ください。(平和公園・桜木霊園)	「別紙_第三者委託実績」をご参照ください。
2 募集要項	P8 6(4)	現在、障害者の雇用はありますか？(平和公園・桜木霊園)	(平和公園)現在、障害者雇用は行っていません。 (桜木霊園)現在、障害者雇用は行っていませんが、令和4年度に福祉施設に草刈業務委託を依頼しています。
3 募集要項	P8 6(4)	現在の雇用の人数、役職、賃金をご教示ください。(平和公園・桜木霊園)	(平和公園)正規職員:3人 有期雇用労働者:18人(所長:1人 副所長:1人) (桜木霊園)正規職員:6人 有期雇用労働者:9人(所長:1人) ※平和公園職員の賃金については、市ホームページに掲載している「事業計画書」をご参照ください。 (https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seikatsueisei/heiwasiteik-anrisha.html) ※桜木霊園職員の賃金については、「別紙_決算(桜木霊園)」をご参照ください。
4 募集要項	P15 (9)	適切な保険に加入とありますが具体的に賠償金額など条件がありますでしょうか？(平和公園・桜木霊園)	具体的な賠償金額などの条件はありませんが、千葉市指定管理者制度運用ガイドライン(※1)に記載があるとおり、指定管理者は、「施設賠償責任保険(指定管理者特約条項付き)」に加入し、当該保険からの保険金支払によって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応することを原則としています。当該保険への加入については、指定管理者を記名被保険者、市が追加被保険者、利用者等を保険金請求者として、指定管理者が加入手続を行うものとします なお、現指定管理者は、上記保険のほか、サイバー保険(※2)に加入しています。 ※1 千葉市指定管理者制度運用ガイドライン (https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/s-kanrisha2.html) ※2 サイバー事故により企業に生じた第三者に対する「損害賠償責任」のほか、事故時に必要となる「費用」や自社の「喪失利益」を包括的に補償する保険です。
5 募集要項	P16 9(2)	過去5年の収支決算書をご提示ください。(平和公園・桜木霊園)	(平和公園)「別紙_決算(平和公園)」をご参照ください。(※1) (桜木霊園)「別紙_決算(桜木霊園)」をご参照ください。(※2) ※1 指定管理制度を導入開始した時期である平成30年から令和3年までの4年間のデータとなります。 ※2 平和公園が指定管理制度を導入開始した時期に合わせて、平成30年から令和3年までの4年間のデータとなります。
6 募集要項	P16 9(2)	お盆、お彼岸の警備費用また、臨時に職員増員しているのであればその費用を教示ください。(平和公園・桜木霊園)	(平和公園)彼岸、盆の時期に警備委託を実施しています。(令和3年度委託費:4,400,000円) (桜木霊園)彼岸、盆、年末年始の時期に警備委託を実施しています。(令和3年度委託費:2,198,900円)
7 募集要項	P13 8(7)	「ア 指定申請書関係」の書類の必要提出部数をご教示ください。	「ア 指定申請書関係」は原本1部、コピーしたものを30部、「イ 提案書」は30部ご提出をお願いします。

千葉市霊園募集要項等に関する質問・回答（受付順）

設問種別	該当箇所	質問	回答
8	その他	—	現在実施している企画提案事業や自主事業がありましたらご教示ください。また、自主事業の収支決算(5年間)をご教示ください。(平和公園・桜木霊園)
9	その他	—	電気・ガス・電話料金・その他各種燃料等について、過去5年の年間費用を公開していただきたい。(平和公園・桜木霊園)
10	その他	—	自主事業における物販提案で供花等の販売は可能でしょうか？(平和公園・桜木霊園)
11	その他	—	市が貸与する車両の点検費用、公租公課費、任意 保険料のご開示をお願いします。(平和公園・桜木霊園)
12	その他	—	平和公園において巡回バス(マイクロ10人乗り)が運行していますが運行の頻度、ルート、また、運行事業としての資格や申請が必要なのでしょうか？委託であれば事業者名、金額を教示ください。
13	募集要項	P.5 4(3)施設の概要について	平和公園の園地拡張に伴う園内看板・案内板の修正は、年度毎に施工者側でご対応いただけますでしょうか。
14	募集要項	P.5 4(3)施設の概要について	平和公園の管理対象地域の拡大に伴い、電気容量を大きくする必要があるかと考えますが、現状でご検討されている交換工事等はございますでしょうか。
15	募集要項	P.13 8(7)提出書類について	「ア 指定申請書関係」:1部、「イ 提案書」30部でよろしいでしょうか。
16	募集要項	P.14 8(7)提出書類について	「ア(セ)構成員間での契約書等」については、構成員と責任比率が明確になっていて、構成員各社が捺印し、合意が取れていることがわかるものであれば良いという認識でよろしいでしょうか。

千葉市霊園募集要項等に関する質問・回答（受付順）

設問種別	該当箇所	質問	回答	
17	募集要項	P.16 9(1)ア 指定管理料について	指定管理料の基準額について施設別・科目別の内訳をご教示願えますでしょうか。	「別紙_基準額内訳」をご参照ください。
18	管理運営の基準【参考資料】	P.5 1(6)ケ 墓地使用許可取消しについて	千葉市行政手続条例第19条において、聴聞の主宰は「市長等が指名する職員」とありますが、聴聞会は市の方で実施されるものとの理解でよろしいでしょうか。	市の技術的助言のもと、指定管理者が行うこととなります。
19	管理運営の基準【参考資料】	P.5 1(8)エ 合葬式墓地及び合葬式樹木葬墓地について	年度毎の募集区画(体)数予定を教えてくださいませうか。(合葬式樹木葬墓地は、粉状区分とそうでない区分の各体数)	「別紙_墓地供給予定数」をご参照ください。なお、年度毎の供給数については、前年度の3月末に最終的に決定します。
20	管理運営の基準【参考資料】	P.5 1(8)エ 合葬式墓地及び合葬式樹木葬墓地について	樹木葬墓地に焼骨を埋蔵する際、ご遺族の方の立会いはないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	管理運営の基準【参考資料】	P.5 1(8)エ 合葬式墓地及び合葬式樹木葬墓地について	焼骨を粉状にする区分については、お預かりしたその場で一体ずつ作業を行い、その場で埋蔵するのでしょうか。それとも、管理者でいったんお預かりして粉状処理した後、後日埋蔵するのでしょうか。	焼骨を粉状にする際は、親族などから引き取った後、管理者で一時保管し、まとめて粉状処理した上で、共同カロートに後日埋蔵します。
22	管理運営の基準【参考資料】	P.6 1(11)墓標設置催促等業務について	許可の取り消しの最終的な判断は、千葉市と指定管理者のどちらが行うのでしょうか。	令和4年第2回定例会にて、千葉市霊園設置管理条例第22条第1項本文中の「市長」を「指定管理者」に改める条例改正を行いましたので、許可の取り消しの最終的な判断は指定管理者が行うこととなります。生活衛生課は、指定管理者が許可の取り消しや聴聞会の実施に際し、技術的な助言を行うこととなります。なお、許可を取り消された者が、一般墓地等を原状に復して返還しない場合、千葉市が、自らこれを執行し、その費用を義務者から徴収することとなります。
23	管理運営の基準【参考資料】	P.12 2(2)イ 浄化槽について	(オ)法定点検につきまして、検査機関は、現在千葉市の指定となっている一般財団法人千葉県環境財団でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	その他	—	区域図(桜木霊園)について車庫や従業員の駐車スペースは、区域図を見る限り霊園の管轄外に見えますが、どのような仕切りになっているのでしょうか。	車庫や従業員の駐車スペースは、桜木霊園の管轄区域となっております。なお、桜木子どもルームは管轄区域外となっております、桜木霊園の管轄ではございません。
25	その他	—	両園に関して、市の方で予定されている修繕計画はありますか。	桜木霊園内の園路修繕や平和公園のトイレ改修工事等を検討しています。
26	その他	—	現在の桜木霊園の業務委託の実績(業務内容、発注額)を、お示しください。	設問1をご参照ください。
27	その他	—	桜木霊園にて、通常の墓地管理業務の他に、各種の催し(例:戦没者慰霊祭…)がありますか?あればそのタイミングと事務所の関与度合をお教えてください。	1、市長の戦没者慰霊での訪問(毎年7月7日) ➡霊園の関与は清掃用具の貸し出し 2、地元消防団の防災訓練(9月上旬) ➡霊園の関与は場所の提供 3、桜木小学校の陸上大会の練習(9月ごろ) ➡早朝に練習(霊園の関与なし)

千葉市霊園募集要項等に関する質問・回答（受付順）

設問種別	該当箇所	質問	回答	
28	その他	—	桜木霊園内の水道が老朽化しているとのことですが、漏水の頻度はどのくらいですか。また、大きな漏水(断水)事故で周囲に影響を及ぼすことはありませんか。	桜木霊園内の漏水の頻度は年2回程度で、大きな水たまりができることはありませんが、周囲への影響は少ないです。なお、漏水の際に、小規模修繕(1件100万円未満)については、指定管理委託料の中で対応していただくこととなります。
29	その他	—	説明会時、桜木霊園には赤道が通っていることや、道路と霊園敷地入り組んでいる箇所があるという話を伺いましたが、市ホームページで公開されている区域図の他に、境界のわかる図面をいただくことはできますでしょうか。	「別紙_桜木霊園現況管理区域図」、「別紙_桜木霊園赤道図」をご参照ください。また、市ホームページ上に公開されている「千葉市地図情報システム」(https://webgis.alandis.jp/chiba12/portal/nintei.html)で同様の情報を公開しておりますので、そちらも併せてご確認ください。
30	その他	—	桜木霊園と赤道の境界外側は敷地外と認識されますが、指定管理者が維持管理すると責任区分が曖昧になると予想されます。道路管理者で維持管理して頂けますでしょうか。	「別紙_桜木霊園赤道図」にあります、桜木町2号線については、若葉土木事務所が維持管理を行っています。 園内を走っている桜木町1号線については、令和3年度に若葉土木事務所から桜木霊園管理事務所に道路表面のみ移管を受けているため、地上面については指定管理者で維持管理いただくこととなります。なお、下水管などの埋設物につきまして、引き続き若葉土木事務所が維持管理を行うこととなっています。 管理区分に疑義が生じた場合は、市にご相談ください。 なお、桜木子どもルームの東側の認定外赤道約130mについては、赤道外側についても一部指定管理区域となりますので、ご了承願います。(約3,300㎡)